

～ 世の中の確かな情報を鋭い視点でお届けします ～

交際費損金算入のための保存書類

18年税制改正で1人当り5千円以下の一定の飲食費が交際費から除外する制度が導入されましたが、この制度の適用には保存書類についていくつかの要件をクリアすることが必要となっています。そこで今回は、この保存書類の記載上の留意点についてご紹介いたします。

具体的には、この損金算入の要件は財務省令の中で下記のように定められています。

【記載要件】

当該飲食等のあった年月日
当該飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に係る者等の氏名又は名称及びその関係
当該飲食等に参加した者の数
当該費用の金額並びにその飲食店、料理店等の名称及びその所在地
その他参考となるべき事項
(租税特別措置法施行規則21条の18の2)

なお、これらについては、特に書類の形式や様式は定められていませんが、記載事項に不備があった場合には損金算入の適用はありません。当然、この書類は調査の対象になりますので、記載事項に不備等があればその点が指摘され、説明できなければ損金算入は認められないことになります。

また、相手先の名称を明かしたくないという理由で記載しなかった場合には、適用要件を満たさず、1人当り5千円以下であっても損金算入はできなくなります。

もちろん、人数や相手先名を偽って記載した場合には、取引の仮装・隠蔽ということになり、判明した場合には、重加算税の対象となるので注意が必要です。

参加者の氏名はフルネームで！

それから、相手先参加者については、氏名をフルネームで全員分を記載することが必要です。人数が多い場合や参加者名がすべて把握できない場合、その理由を説明できるものであれば、その一部を省略して記載することができる場合もありそうですが、そのためには相応の説明が必要となります。したがって、相手先全員の氏名を書くように社内ルールの周知徹底を行った上での運用が望まれます。

一方、接待をする側の参加者についてはどうすればいいのでしょうか。これについては、あくまで省令での記載要件では「当該飲食等に参加した得意先等の氏名又は名称及びその関係」と規定していますので、氏名の記載は求められてはいません。ただし、社内での運用上は、内部規律のためにも、参加者については社内外の区分に関わらず全員を書類に「記載するよう徹底すべきでしょう。



参考までに、「交際費経費精算書」のサンプルをあわせてご紹介しておきます。なお、これについては弊社担当者が会社訪問させて頂く際にも、ご紹介させていただく予定であります。
(「税務通信」No.2940号から抜粋)

CONTENTS

交際費損金算入のための
保存書類・・・P.1
所得税、個人消費税の税務調査
件数が大幅に増加・・・P.2
領収書の「品代」は税務調査で
疑われる?・・・P.2
ASAK経営実践セミナーのご案内・・・P.3
派遣と請負の違いとは・・・P.4
まもなく年末調整です・・・P.5
名駅前発展へ始動
～「ミッドランドスクエア」オフィス棟開業～・・・P.6
保証人と連帯保証人とは
どういう人?・・・P.7
11月度の税務スケジュール・・・P.7
今月の名言録・・・P.8
無料相談会実施中!・・・P.8



申請日		年	月	日	申請者	承認1	承認2	承認3
申請者	所	姓	氏	名				
交際等をした年月日		年	月	日				
社内と社外の区分		①	社内	社外				
交際等の相手先会社名		②						
当社との関係		③	得意先	仕入先	新設開拓先	その他()		
交際等の場所又は経営品等納入先の名称と住所		④						
目的、内容		⑤	相手先	人				
参加者		⑥	当社	人				
交際金額		⑦	合計	人	合算人数	1人当たり交際金額	円	
備考		⑧						
領収券別付		⑨						

(提供:高野総合会計事務所)

総務部 交際費 経理部 経理部 経理部



所得税、個人消費税の税務調査件数が大幅に増加

このたび国税庁が公表した「平成17事務年度における所得税及び消費税調査等の状況について」によると、所得税について、平成17年7月から平成18年6月の1年間に実施した調査件数が前年よりも2万6千件多い80万7千件に上がったことが分かりました。特に増えているのが簡易な接触（計算誤りや控除の適用誤りがあるものなどの是正を行う接触）で、前年よりも4万2千件も増えています。

また、これ以外の調査では、特別調査・一般調査が5万4千件（前年4万8千件）、着眼調査を行ったものが16万9千件（同19万1千件）でした。

このように所得税の調査件数が増えた大きな要因は、平成17年度分の確定申告を提出した人が過去最高の2318万人を記録したことがあるようです。これは主として年金課税の見直しが行われたことによるもので、従来は申告をしなくてもよかった年金受給者が申告書を作成することになったため、「計算誤りや控除の適用誤り」が多く発生したのだと思われます。

ただ、結果としては申告漏れのあった件数（56万7千件）と申告漏れ所得金額（8957億円）は昨年並みとなっています。

（参考）
1件当たりの事業所得の申告漏れ所得金額が高額な上位10業種

順位	業種目	1件当たりの申告漏れ所得金額	1件当たりの追徴税額(含加算税)	直近の年分に係る申告漏れ割合	前年の順位
1	貸金業	3,407	971	87.1	1
2	風俗業	2,497	735	82.0	3
3	病院	2,370	846	11.1	5
4	キャバレー	2,095	576	77.7	2
5	バー	1,404	269	65.7	9
6	くず金卸売業	1,330	347	33.1	6
7	一般海面漁業	1,253	231	30.2	-
8	廃棄物処理	1,238	318	35.8	10
9	人材派遣	1,128	215	51.0	8
10	食肉小売業	1,073	194	37.9	-

（注）1「直近の年分に係る申告漏れ割合」は、
（申告漏れ所得）

で算出している。

（調査前所得）+（申告漏れ所得）

2「前年の順位」は、前年の1件当たりの事業所得の申告漏れ所得金額が高額な上位20位に該当するものについて、その順位を記載している。

また、所得税調査と同時調査が行われた消費税（個人事業者）でも、調査件数が7万2千件と前年の3万件から大幅に増えています。消費税免税点の引き下げで消費税の申告者が大幅に増えたのが主要因ですが、増加した消費税課税事業者を中心にポイントを絞って短期日でおこなう「無予告・臨店」調査が重点的に行われたため、これだけ大きな増加になったのです。その結果、申告漏れのあった件数49千件、追徴税額220億円は両方とも前年より大幅に増えています。

それから、業種別での所得申告漏れの状況は左記の通りですが、「貸金業」がトップで、以下「風俗業」「病院」と続いています。

領収書の「品代」は税務調査で疑われる？

お店で領収書をもらう場合、大抵は「但し書きは如何しますか？」と聞かれます。この際、とりあえず「品代にしておいてください」と答える方は多いようです。

ただ、その取引を記帳する際、購入明細が記載されていない領収書の場合は、取引科目を判断する基準は店の名前と但し書きだけになります。たとえば、筆記用具なら「消耗品」、書籍なら「新聞図書費」などです。それが「品代」だけだと正確な記帳ができませんので、できるだけ具体的な品名を記載することが好ましいのです。また、これは税務調査の時にも重要です。

ただ、「品代」と書かれた領収書が必ず怪しまれるわけではありません。不自然に件数や金額が多い場合や、他の領収書ではきちんと記載されている場合、購入店がおおよそ事業とは関係なさそうな店名の場合などにチェックされる可能性があります。

ちなみに、領収書等に記載された品物の名前をごまかす行為は、税務署用語で「品転」または「品名詐称」と呼ばれ完全な脱税行為です。税務署用語になるということはポピュラーな脱税行為ということです。よくあるケースでは個人の買い物を会社の経費にしたり、本来は資産計上すべきものを領収書を分割して経費扱いにする行為などがあります。

形（領収書など）さえ整えておけば大丈夫と考えてしまうからだと思います。

しかし、これは税務署がその気になれば簡単にばれてしまいます。というのも、領収書の控は7年間の保存義務があります。そして、普通の店では領収書とレシートをセットにして保存しています。つまり、反面調査をすれば購入物はすぐ分かるのです。そうでなくても税務署の調査官はプロです。店に出向き、あの手この手で取引を丸裸にします。まずは疑われないようにすること。それが大事なのかもしれないですね。



ASAK経営実践セミナーのご案内

～ コミュニケーション スキルアップ講座 ～

前回コーチングに関するセミナーを開催して約1年ですが、最近ますますブームは高まりつつある状況のようです。そこで今回は、前回の復習も含めてコーチング全般のご紹介と対人コミュニケーションにスポットをあてて、円滑なコミュニケーションをとるためのポイントをご紹介しますと思います。是非、多数の方のご参加をお待ちしております。

また、セミナー終了後に参加者の方でご希望の方と簡単な懇親会も開催しております。こちらもお時間の都合がよろしければご参加ください。



日時 11月8日(水) 18:30～20:30
 講師 ASAKビジネスコンサルティング(株) 浅岡 和彦(PHP研究所認定コーチ)
 場所 名古屋都市センター 14階第5会議室
 会費 2,000円
 定員 20名程度 人数限定のためお早めにお申し込みください。
 申込 11月6日(月)までに当事務所へメールまたはお電話でお申し込みください。

E-mail: info@asak.jp TEL: 052-331-0135, 0145

セミナー内容

- ・コーチング手法を利用したコミュニケーション術
- ・性格タイプの判別
- ・性格タイプ別の対処法
- ・ポディーランゲージとは

One Point

会社の最適な決算月の考え方とは何か？

会社を設立しようとする時、必ず決めなければならないのが決算月です。決算月とは会社の事業年度の終了する月をいいます。「当社は3月決算です」というのは、その会社の事業年度が4月から翌年3月であることを示しています。

この決算月を適当に決めてしまっている会社が多くあります。決算月を決めた理由として良く聞くのは、「3月決算の会社が多いから」「設立日から1年後だから」「その月が比較的に暇だから」「知人や専門家に勧められたから」「なんとなく」などです。

しかし、会社の決算月は経営的にも税務的にも重要です。なぜなら、その事業年度の成果は決算月に決まります。銀行や投資家、取引先、就職希望者などに公開する財務資料や支払うべき税金は決算月にほぼ決まってしまうのです。決算調整という処理もありますができることはごく僅かです。

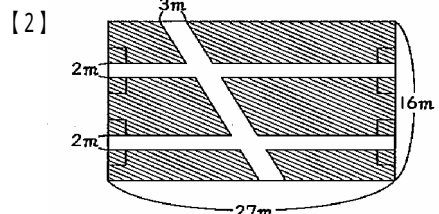
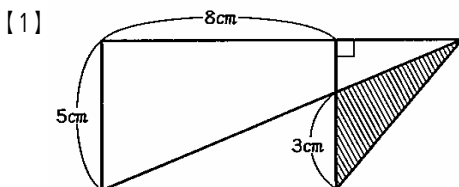
では、決算月に最適な月はいつかといえば、一般的には「売上の最も大きな月」の前の月。つまり、「売上の最も大きな月」を事業年度の開始月にするのです。というのは、「売上が最も大きな月」とは「最も期待が大きい月」、裏返せば「期待はずれの場合にもっともダメージが大きな月」になります。これが決算月だとしたら、そのダメージを取り返す猶予がありません。逆に、決算月に期待以上に売上が上がって大きな利益(=大きな税金)が予想される場合でも、得た売上を経費に回して節税対策をする猶予がないのです。さらに、決算月に大きな売上が上がると、その2ヶ月後にはその分の消費税を法人税と一緒に納付しなければなりません。手形取引などの場合は資金繰り的にも厳しいわけです。

これが事業年度の開始月であれば、これらの対策を行う猶予はたっぷりあります。



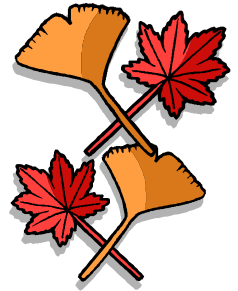
頭の体操

下記の図形における斜線部の面積を求めなさい。



回答はP.7の下部にあります (河合塾4年生チェックドリルより抜粋)

派遣と請負の違いとは



近年、労働力をアウトソーシングにより確保するケースが増えています。しかし、派遣・業務請負の契約を締結しても、労働者派遣法の理解が不十分なことから、不適正な派遣・業務請負契約(偽装請負)が多く見受けられます。偽装請負とは簡単にいうと、業務請負を装いながら実は労働者派遣を行う行為です。

最近では、松下電器産業の子会社やキャノンなど日本を代表する企業が立入検査や指摘を受けているほか、昨年度には全国の労働局が974件の是正指導をしています。

派遣・請負契約締結の際には、コストや業務内容などを考慮し、偽装派遣・偽装請負とならないような雇用形態とする必要があります。

1. 派遣と請負の違い

労働者派遣事業

労働者派遣事業とは、派遣元事業主が派遣先とは労働者派遣契約を締結して、派遣元事業主が雇用する労働者を派遣先の指揮命令下で労働に従事させること。

労働者派遣事業は、厚生労働大臣の許可証、または届出受理証の交付を受けた事業所でないと行うことができません。

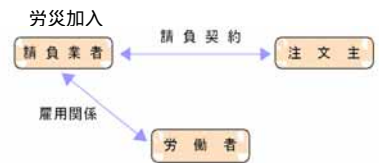
社会保険・労災保険などは派遣元事業主が加入します。

業務請負

業務請負における事業とは、請負事業主が依頼主と請負契約を締結し、請け負った仕事の完成を目的として業務を行うことを指し、業務請負会社が雇用する労働者と依頼主の間に指揮命令関係が無い。

業務請負による事業は、労働者派遣法の規制を受けませんので、業務内容や業務委託期間などについては、契約当事者間で自由に決めることができます。

社会保険・労災保険などは、請負事業主が加入します。



2. 適正な請負契約とは

形式上、業務請負契約を締結していても、依頼主の指揮命令下で業務を行っている場合は、「偽装請負」とみなされます。適正な請負業務と認められるための判断基準は次のとおりです。請負事業者の立場として、この判断基準により該当しない項目が1つでもある場合は、労働者派遣事業に該当する可能性があり、請負事業主に労働者派遣事業の届出(許可)をしてもらう、従業員とする、のいずれかの雇用形態にすることが妥当かと思われます。

【請負事業者の立場から見た場合】

・労働者に対する仕事の割付け、順序、緩急の調整等を自ら行っている	
・業務の遂行に関する技術的な指導、勤惰点検、出来高査定について自ら行っている	
・労働者の始業及び就業の時刻、休憩時間、休日、休暇等について事前に注文主と打ち合わせている	
・業務中に注文主から直接指示を受けることのないよう書面が作成されている	
・業務時間の把握を自ら行っている	
・労働者の時間外、休日労働は業務の進捗状況をみて自ら決定している	
・業務量の増減がある場合には、事前に注文主から連絡を受ける体制としている	
・事業所への入退場に関する規律の決定及び管理を自ら行っていること	
・服装・職場秩序の保持、風紀維持のための規律の決定及び管理を自ら行っている	
・勤務場所や直接指揮命令する者の決定、変更を自ら行っている	
・事業運転資金等をすべて自らの責任の下に調達・支弁している	
・業務の処理に関して、民法、商法その他の法律に規定された事業主としてのすべての責任を負っている	
・業務の処理のための機械、設備、器材、材料、資材を自らの責任と負担で準備しているまたは自らの企画または専門的技術、経験により処理している	
・業務処理に必要な機械、資材等を相手方から借入れ、または購入した場合には、別個の双務契約(有償)が締結されている	

まもなく年末調整です

「年末調整」とは、毎月の給与支払の際に源泉徴収という形で行われている概算で納付した所得税と、その年の年間給与と所得に基づいて求めた正しい税額を比べて、その差額を「徴収」や「還付」といった形で調整する手続きのことを言います。

当事務所にて年末調整のご依頼をいただいているお客様につきましては、別途従業員様向けにもご案内しますので、書類等のご準備をお願いいたします。

平成18年分年末調整につきまして、一部改正点がありますのでご案内します。



～ ～ ～ ～ ～ 平成18年年末調整改正 ～ ～ ～ ～ ～

1. 定率減税の額が引き下げられています

平成18年分の所得税については、定率減税の額が引き下げられ、定率控除について、定率控除前の所得額の10%相当額(最高12万5千円)とすることとされました(昨年までは所得税額の20%相当額(最高25万円))。

なお、平成19年分の所得税からは、定率減税が完全に廃止されています。

2. 会社法の制定に伴い、所得税関係について所要の整備が図られました

【1年経過未払役員賞与の源泉徴収】

・法人が利益処分による経理をした賞与(損金経理をした役員賞与のうち損金の額に算入されないものも含む)については、その支払いを確定した日から1年を経過した日までにその支払いがされない場合には、その1年を経過した日においてその支払いがあったものとみなして所得税の源泉徴収を行うこととされています。

・会社法の下では、利益又は剰余金の処分による賞与は支給されないこととなったこと等に伴い、今回の改正により、この源泉徴収の対象が「法人の法人税法第2条第15号に規定する役員に対する賞与」とされました。

役員とは、法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事、清算人及びこれら以外の者で法人の経営に従事している者で一定の者をいいます。

・この改正は、会社法の施行の日(平成18年5月1日)以後に支払いの確定した役員に対する賞与について適用されます。



～ ～ ～ ～ ～ 平成19年からの改正 ～ ～ ～ ～ ～

源泉所得税額表などが改正されます

毎月(日)の源泉徴収の際に使用する源泉徴収税額表が平成19年1月支給分から変更になります。

また、平成19年末における年末調整において定率減税の適用がなくなります。

損害保険料控除が改組され、損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料等の合計額(最高5万円)を総所得金額等から控除する地震保険料控除が創設されます

地震保険と名のつくものすべてが対象ではありません。保険契約時にご確認ください。

所得税が減り、住民税が増えます

地方分権を進めるため、国税(所得税)から地方税(住民税)へ税金が移し替えられます。ただし、この税源移譲によって、所得税と住民税を合わせた全体の税負担が変わることは基本的にはありません。

別の要因(定率減税がなくなることなど)により、税負担が重くなることはあります。

名駅前発展へ始動 ~「ミッドランドスクエア」オフィス棟開業~

10月10日、名古屋駅前にトヨタ自動車などが建設する超高層ビル「ミッドランドスクエア」(豊田・毎日ビルディング)のオフィス棟が開業しました。トヨタをはじめ有力企業が入居するビジネスの一大拠点として、駅北側に建設予定の「名古屋ルーセントタワー」、南側の「モード学園スパイラルタワーズ」とともに名駅再開発の中核になります。

海外営業部門などが入居するトヨタは17階から40階までを占め、1、2階にショールームを開設し、トヨタ系の不動産会社でミッドランドの大家でもある東和不動産16階、毎日新聞社は9階に入居しています。

東京駅周辺を一変した丸の内ビルディングのように、名駅前に出現する摩天楼はビジネス、商業、不動産業などの勢力圏を塗り替える可能性があります。

強みは「地の利」、大手が続々入居

ミッドランドスクエアの最大の売りは「地の利」といえます。新幹線で東京、大阪と結ばれ、中部国際空港までは電車で約30分の立地にあります。輸出入の拠点である名古屋港にも近接するため、陸海空の要衝として機能することになりそうです。

さらに、快適なオフィスを構築するため様々な工夫を凝らしています。例えば、通常のテナントビルは2~3階を一つの空調装置で賄いますが、ミッドランドは1つのフロアに6台の装置を置いて区画ごとに管理できるそうです。天井高も2.9メートルと中部圏でトップレベルを誇っています。

ミッドランドの賃貸料は調べによると、坪当たり3万円半ばと見られています。この水準は、同5万円程度とされる東京駅前の丸ビルには及ばないものの、同1万~2万円程度とされる名古屋栄地区の水準を大きく上回り中部圏で最高水準となります。2002年、東京駅前に開業した丸ビルは、サラリーマンの街でしなかった丸の内に、最新のオフィス空間だけでなく消費の街という新しい顧客誘引条件が付加されたものでした。

そのことから、ミッドランドの開業は、名駅前を国内有数のビジネス集積地に変貌させるかもしれません。

顧客流出に追い打ち懸念が増幅(岐阜・三重の商店街)

ジェイアール名古屋高島屋の開業で、顧客が名古屋に流出した6年前の記憶は今でも鮮烈だったことを覚えています。名駅の集客力が高まれば、顧客流出が一段と加速するのではないかと懸念されます。

当時、岐阜市、四日市市の駅前商店街では、郊外型ショッピングセンターの攻勢と長引く景気低迷により、店舗数の減少が続いていましたが、これに追い打ちをかけたのは2000年JR高島屋の開業だったといえます。そのため、同社に対抗するように名古屋の各百貨店は、店舗改装を加速させました。これにより、電車でわずか20分の距離にある名古屋に顧客は流れ、駅前商店街だけに留まらず、新岐阜百貨店や岐阜パルコなどの大手百貨店も影響を受け、撤退を余儀なくされたのでした。

来年開業予定のミッドランド商業施設は、海外の高級ブランド店を集めたショッピングゾーンが形成されるようです。周辺の再開発ビルとともに名駅地区は、商業面でも中部で突出した存在感を示そうとしています。

今後さらに競争激化が予想される小売り各社も独自色を打ち出して、名駅地区との住み分けを図る狙いです。

三重県津市本社の百貨店、津松菱は昨年5月に産業再生機構の支援を終えましたが、顧客の高齢化や団塊世代の消費需要を睨み、約300平方メートルの売り場を新設しました。岐阜高島屋は地元商店街と連携して夏祭り、各種イベントを企画するなど地域密着型の販促策に力を入れています。

本来は、名駅地区一極集中でなく、岐阜市、四日市市などの周辺都市も含めた多様な商業集積が理想なのですが、名駅前のビル群と共存を図ろうとする小売り各社の模索はまだまだ続きそうです。

ミッドランドスクエアと丸ビルの比較

	ミッドランドスクエア	丸ビル
高さ(メートル)	247	180
階数	47	37
商業施設数(飲食店)	約60	約130
敷地面積(平方メートル)	11,643	10,029
延床面積(平方メートル)	約19.4万	約16.0万
オフィス面積(平方メートル)	約7万	約5万
商業施設面積(平方メートル)	約10,000	約18,500

2000年以降閉店した中部の主な商業施設

閉店時期	所在地	名称
2000年12月	豊田市	豊田そごう
01年5月	四日市市 伊勢市	松坂屋「四日市店」 三交百貨店「伊勢店」
02年4月	岐阜市	ダイエー「岐阜店」
03年8月	豊橋市	豊橋西武
05年12月	岐阜市	新岐阜百貨店
06年8月	岐阜市	岐阜パルコ



保証人と連帯保証人とはどういう人？

お金を借りた本人が借金を返せなくなったとき、代わりに返していかなければならないのが保証人です。お金を貸す側からすれば、借金をする本人に支払い能力がなくても、最終的に保証人が連帯保証人(後述)から返してもらえれば良いと考えています。つまり、保証人、連帯保証人は財産を担保にとる代わりとして借金の当事者以外の人に保証してもらう方法です。



通常の「保証人」は、債務者が借金を返済できなくなったときだけ支払うもので、保証人の責任は二次的なものです。債権者は、まず債務者に請求し、支払わないときに初めて保証人に請求できるわけです。支払わないときというのは、

債務者が破産宣告を受けたり行方不明になったときです。一方「連帯保証人」の場合は、通常はまず債務者に請求し、どうしても支払わないときに請求するのが通例ですが、連帯保証人に資力があると思えば、債務者に請求せず、まずは連帯保証人に請求することもできます。また、債務者と連帯保証人に対して、同時に請求したり強制執行したりすることもできます。現実的に連帯保証人というのは、判を押した時点で、保証人という立場でありながらも実は「債務者」だといえるのです。

保証人や連帯保証人になるときは、慎重に判断しましょう。

(日本ファイナンシャルプランナーズ協会HPより)



11月度の税務スケジュール

内 容	期 限
10月分源泉所得税・住民税の特別徴収額の納付	納 期 限 11月10日(金)
特別農業所得者の所得税の予定納税額の納付	納 期 限 11月10日(金)
9月決算法人の確定申告	申 告 期 限 11月30日(木)
3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告	申 告 期 限 11月30日(木)
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告	申 告 期 限 11月30日(木)
3月決算法人の中間申告(半期分)	申 告 期 限 11月30日(木)
消費税の年税額が400万円超の3月、6月、12月決算法人の3月ごとの中間申告	申 告 期 限 11月30日(木)
消費税の年税額が4,800万円超の9月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告	申 告 期 限 11月30日(木)
個人事業税の納付(第2期分)	納 期 限 11月中において都道府県の条例で定める日
所得税の予定納税額の納付(第2期分)	納 期 限 11月30日(木)
労働保険料第3期分の納付	納 期 限 11月30日(木) 労働保険事務組合委託の場合は 12月14日まで

今月の名言録

後生大事

賢い人が、賢いがゆえに失敗する、そんな例が世間にはたいへん多い。

賢い人は、とすれば批判が先に立って仕事に没入しきれないことが多い。だから、せっかくの知恵も生かされず、簡単な仕事もつい満足にできないで、世と人の信用を失ってしまう。

ところが、一方に「バカの一つ覚え」といわれるぐらい仕事に熱心な人もいる。こういう人は、やはり仕事に一心不乱である。つまらないと見える仕事も、この人にとっては、いわば後生大事な仕事、それに全身全霊を打ちこんで精進する。しぜん、その人の持てる知恵は最上の形で働いて、それが仕事のうえに生きてくる。成功は、そこから生まれるという場合が非常に多い。

仕事が成功するかしないかは第二のこと。要は仕事に没入することである。一心不乱になることである。そして後生大事にこの仕事に打ち込むことである。そこから、ものが生まれずして、いったい、どこから生まれよう。

おたがいに、力及ばぬことを嘆くより先に、まず、後生大事に仕事に取り組んでいるかどうかを反省したい。

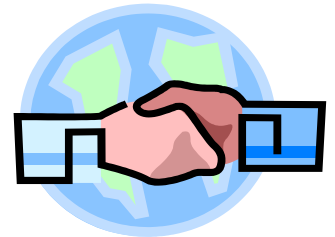
「道をひらく」(松下幸之助著、PHP刊)



無料相談会実施中!

現在、皆様のまわりで下記のような事項で何かとお困りの方がおみえでしたら、お気軽にご相談ください。

随時、無料相談会を開催しております。なお、完全予約制となっておりますので、必ずご連絡頂きますようよろしくお願い致します。



- ・新規にご開業される方、された方(開業支援、税務相談、社会保険相談など)
- ・現在の顧問先に不満をお持ちの方(税務相談、経営相談、経営診断、事業計画など)
- ・相続でお困りの方(今後、発生することが予測されるが具体的にどうしたらよいかわからない方など)
- ・不動産の有効活用でお悩みの方 など

事務所のご案内

名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル9階

TEL: 052 - 331 - 0135

052 - 331 - 0145

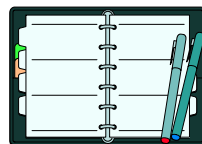
FAX: 052 - 331 - 0167

<http://www.asaoka-kaikai.com>

本誌の内容で何かご質問などがございましたら、下記の担当までお問い合わせください。

税理士・行政書士
不動産鑑定士
社会保険労務士

浅岡 和彦
佐々木 勝己
近藤 裕美



大津通
「市民会館北」交差点
からすぐです